

一般名処方を取り組みについて

「一般名処方とは」

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者様に適切な医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の「商品名」でなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を実施しています。

お薬について、ご不明・ご心配なことがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。



医療法人社団澄心会
熊本かよこクリニック